

- この会員規約(要約)は、カード会員規約の抜粋をわかりやすく記したものです。
- お申込みの受付後、入会審査をさせていただきます。株式会社OCS(当社)が入会を承認した場合は、カードとともに8ポイントで印刷した会員規約の全文(「個人情報の取扱いに関する同意事項」の全文含む)をお送りします。カードのご利用はその後ご案内いたします。
- 会員規約をよく読み、カードをご利用ください。会員規約を承認できない場合は、ただちにカードを当社へ返却し入会申込書を撤回できます。
- 入会申込書は返却いたしません。あらかじめご了承ください。

1 (会員資格)

- 会員とは本規約の内容を承認し、本規約を契約の内容とすることに合意したうえ、株式会社OCS(以下「当社」といいます。)が発行する「OCSミリオカード」(以下「カード」といいます。)のカード会員として入会を申込み、当社が入会を認めた方をいいます。
- 会員と当社との契約は、当社が入会を承認したときに成立します。
- 会員には、本人会員と家族会員とがあります。
- 家族会員とは、本人会員が代理人として指定した家族で、本規約を承認の上家族会員としての入会の申込みをされ、当社が入会を認めた方とします。本人会員は当社が家族会員用に発行するカード(以下「家族カード」といいます。)を、本規約に基づき本人会員の代理人として家族会員に利用させることができ、家族会員は、本規約に基づき本人会員の代理人として家族カードを利用できるものとします。なお、本人会員は家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、所定の方法により家族会員による家族カードの利用の中止を届出するものとします。本人会員は、この届出以前に本代理権が消滅したことを当社に対して主張できません。
- 家族会員による家族カードの利用は全て本人会員の代理人としての利用となります。当該家族カードの利用に基づく支払義務は、本人会員が負担します。また、本人会員は自ら本規約を遵守する他、善良なる管理者の注意をもって家族会員に対し本規約を遵守させるものとし、本人会員自らが本規約を遵守しなかったこと、または家族会員が本規約を遵守しなかったことにより生じた当社の損害(家族カードの管理に関して生じた損害を含みます。)をいづれも賠償するものとします。
- 家族会員は、当社が家族カードの利用内容・利用状況等を本人会員に対して通知することをあらかじめ承諾するものとします。

2 (カードの貸与と取扱い、有効期間)

当社は会員1名につきカードを1枚発行し貸与いたします。なお、カードの所有権は当社に帰属します。カードは会員のみが利用でき、他人に譲渡、質入れその他の担保提供、貸与、委託、占有の移転その他一切の処分をすることができません。カードの有効期間については1年とし、期間満了日の30日前までに会員より別段の意思表示がない場合には、当社は審査のうえ更に1年間を限度に会員資格を認め本契約を更新することができ、以後も同様とします。当社が会員資格の更新を認めなかった場合、有効期間中になされた取引についてはなお本規約を適用するものとします。

3 (暗証番号)

会員は、入会申込時に暗証番号を当社へ届出いただけます。また、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。登録された暗証番号が他人により使用された場合は、その損害は会員の負担となります。

4 (カードの利用可能枠)

- カードの利用可能枠は、本人会員の希望する利用可能枠の範囲内で当社が定める金額とし、その増額については、会員が要請しかつ当社がこれを承認した場合に限り増額するものとします。なお、当社は、会員のカード利用状況および信用状態等により必要と認めた場合はいつでも、利用可能枠を変更し、または新たな融資を実行しないことができるものとします。
- 会員は、当社が承認した場合を除き、利用可能枠を超えてカードを使用してはならないものとします。また、当社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを使用した場合は、利用可能枠を超えた金額を一括して直ちにお支払いいただきます。

5 (届出事項の変更・通知等の送付)

- 会員は、当社に届け出た住所・氏名・勤務先(連絡先)・取引目的・職業・指定預金口座等について変更があった場合には、所定の届出書または当社の認める方法により、遅滞なく当社に届出していただけます。
- 会員は(1)の住所・氏名等の変更の届出を怠った場合、当社からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議がないものとします。ただし、(1)の住所・氏名等の変更の届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときはこの限りではありません。

6 (期限の利益喪失)

- 会員が、カードの支払金の支払いを1回でも遅滞したときは、未払債務全額について当然に期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちに支払うものとします。(ただし、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します。)
- 次のいずれかの事由に該当したときは、本人会員は、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
 - 本人会員が自ら振出した手形、小切手が不渡り、または一般の支払いを停止したとき。
 - 本人会員が差押、仮差押、保全差押、仮処分(ただし、信用に関しないものを除きます。)の申立または滞納処分を受けたとき。
 - 本人会員に破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき。
 - 本人会員について債務整理のための和解、調停等の申立があったとき、または債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当社に到達したとき。
 - 会員がカードを他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等し、当社のカードの所有権を侵害する行為をしたとき。
- 次のいずれかの事由に該当したときは、本人会員は、当社の請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
 - 会員の入会申込みに際して、虚偽の申告があったとき。

- 本人会員の経営する法人につき、破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立または解散その他営業の廃止があったとき。
- 会員が死亡したことを当社が知ったとき。
- 会員が本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。
- その他会員の信用状態が著しく悪化したとき。

7 (退会・会員資格の取消およびカードの使用停止・返却)

- 会員の都合により退会するときは、当社にて当社所定の方法により届出るとともに、カードを返却または切断し使用不能の状態にして処分しなければなりません。また、会員は退会申出後であってもカード利用による支払金の未払債務を完済しなければならぬものとします。会員の申出による退会は上記のカード返却または処分および未払債務の完済をもって効果を生じるものとします。なお、当社が請求した場合は、未払債務の全額を一括して直ちにお支払いいただくことがあります。
- 会員は沖縄県外へ転出する際退会するものとし、カードの返却および未払債務を完済しなければならぬものとします。なお、当社が請求した場合は、未払債務の全額を一括して直ちにお支払いいただくことがあります。
- 本人会員が退会した場合、家族会員も当然に退会になるものとします。
- 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知することなく、カード使用の停止または会員の資格を取消することができるものとします。
 - 会員が入会時に虚偽の申告をした場合。
 - 会員が本規約のいずれかに違反した場合。
 - 会員が9で指定する書類を提出しなかった場合。
 - 会員がカード利用による支払金等当社に対する一切の債務のいずれかの履行を怠った場合。
 - 会員の信用状態が著しく悪化したと当社が判断した場合。
 - 住所変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社が会員への通知連絡について不能と判断したとき。
 - 会員が死亡したとき。
 - 会員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等もしくはこれらの関係者等またはその他反社会的勢力であると判断した場合。
 - 会員が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき、法的な責任を超えた不当な要求をしたとき、当社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由が生じた場合。
 - その他当社が会員として不適格と判断した場合。
- カードの利用可能枠は、途上と信により会員の利用状況、借入れ状況を調査のうえ、会員の支払能力に応じて利用可能枠の減枠(利用可能枠を0円とすることを含む。)またはカードの利用を停止することができるものとします。
- (4)に該当し、当社がカードの返却を求めたときは、会員は直ちに当社の指定する方法により、カードを返却していただきます。また当社が当該カードの回収に要した一切の費用は、会員の負担とします。

8 (カード利用に関する書面の交付)

- 当社は、会員が本規約に基づくカードを利用した場合、貸金業法第17条第1項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「ご融資明細書(貸金業法第17条書面)」)を本人会員に交付します。
- 会員が承認した場合、当社は「ご融資明細書(貸金業法第17条書面)」および「受取証書(貸金業法第18条書面)」を貸金業法第17条第6項、同法第18条第3項に基づき、一定期間における貸付・返済その他の取引状況を記載した明細に代えることができます。
- 会員は当社所定の手続きをとられた場合には、前項(1)(2)の書面を電子メールの送信その他の電磁的方法により当該書面の記載事項を提供することができるものとします。

9 (提出書類)

当社は、入会申込および本契約期間中いつでも、貸金業法その他法令等の定めにより、収入を証明する書面、その他の必要な書類の提出を求め場合があり、会員はその求めに応じるものとします。会員が本規約に基づき提出した書類は、法令で定める場合または当社が特に認めたときを除き返還されないこと、並びに当社が所定の時期に所定の方法で廃棄することに同意するものとします。

[当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関]

(名称) 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
(住所) 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル2階
(TEL) 03-5739-3861
(FAX) 03-5739-3024

株式会社OCS

〒900-8609 沖縄県那覇市松山2-3-10

貸金業者登録番号 沖縄総合事務局長(6)第00017号

日本貸金業協会会員 第005474号

サポートセンター

(総合案内窓口) 098-901-0094 平日9時~17時(自動音声対応/24時間365日受付)

お客様相談室

(苦情・相談窓口) 0120-11-0404 平日9時~17時

ホームページアドレス <https://www.csnet.co.jp>